

令和8年度渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>市は、若者の市内への就業及び定住を促進するとともに、市内中小企業者等の人材確保を目的に、市内中小企業者等に継続して常用雇用された新規学卒者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付します。</p>
<p>内容</p> <p>奨励対象者</p>	<p>奨励の対象となる者（以下「奨励対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす新規学卒者とする。</p> <p>(1) 令和6年度以降に中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専門職大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校を卒業し、1年以内に常用雇用されていること。</p> <p>(2) 令和7年9月1日以降に常用雇用されていること。</p> <p>(3) 常用雇用された月を含む6か月以上の間、同一事業者において勤務が継続していること。</p> <p>(4) 常用雇用開始日において、年齢が30歳未満であること。</p> <p>(5) 次に掲げる要件を満たす中小企業者等に常用雇用されていること。</p> <p>ア 市内で事業を営んでいること。</p> <p>イ 原則として、法人にあっては法人税申告を、個人にあっては所得税又は住民税に関して営業等の事業所得の申告をしていること。</p> <p>ウ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第141条第1項に定める雇用保険適用事業所設置届を公共職業安定所に提出していること。</p> <p>エ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に定める労働者名簿及び同法第108条に定める賃金台帳を調製していること。</p> <p>オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものでないこと。</p> <p>カ 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は中小企業者等の事業主が同条第2号に規定する暴力団員ではないこと。</p> <p>(6) 常用雇用された中小企業者等の事業主と3親等以内の親族関係ではないこと。</p>

	<p>(7) 渋川市移住支援金交付要綱（令和元年渋川市要綱）に基づく補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(8) この要綱に基づく奨励金の交付を受けていないこと。</p> <p>(9) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。</p> <p>(10) 市区町村税を滞納していないこと。</p>
奨励金額	<p>1 奨励対象者1人当たり、渋P a yを50,000ポイント（50,000円相当）付与する。ただし、奨励対象者が奨励金の交付申請日時点において、市内に住所を有する場合（Uターンを除く。）は1人当たり80,000ポイント（80,000円相当）を、Uターンした後、継続して市内に住所を有する場合は1人当たり100,000ポイント（100,000円相当）を付与する。</p> <p>2 前項の渋P a yの有効期間は、ポイント付与の日から1年間とします。</p>
限度額	この補助金の事業全体の奨励限度額は、2,884千円です。
交付条件	<p>(1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、奨励金の返還を命ずることがあります。</p> <p>(2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じなければなりません。</p>
交付申請の方法、時期等 手続等	<p>1 令和8年9月1日から令和9年2月26日までの間（以下「受付期間」という。）（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。）に、商工課へ書面又は郵送で申請してください。</p> <p>2 渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 渋川市新規学卒者就業定着奨励金就労証明書（様式第2号）</p> <p>(2) 渋P a y会員コードが確認できるもの</p> <p>(3) 新規学卒者であることが確認できる書類。</p> <p>(4) 戸籍の附票（Uターンした奨励対象者のみ）</p> <p>(5) 税金の未納が無いことが確認できる書類（市外在住のみ）</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>【注】申請者の押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	申請のあった日から30日以内に交付決定をします。

交付決定の時期等	補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知します。
交付決定の取消し又は奨励金の返還	1 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたときは、奨励金の交付決定が取り消されます。 2 奨励金の交付を受けた後、奨励金の交付決定を取り消された場合は、指定された期間までに奨励金を返還しなければなりません。
申請書等の様式	渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付申請書（様式第1号） 渋川市新規学卒者就業定着奨励金就労証明書（様式第2号） 渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）
取扱担当課	渋川市役所商工観光部商工課（第二庁舎） 電話 0279-22-2596（直通） 0279-22-2111（内線4892） メールアドレス syoukou@city.shibukawa.gunma.jp